

## 外国免許切替手続に関する制度改正について

1 令和7年10月1日より、知識の確認の問題数が、10問から50問に変更されます。

(これまでどおり、外国語20言語には対応)

2 技能コースが、複数(普通車は3コース、二輪は2コース)に変わります(コースは、本館に掲出予定です)。

3 切替手続の申請の際には、必ず住民票が必要とされます。

※ 住民票については、外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項(国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日、在留カード等の番号、法第30条の45に規定する区分、外国人住民になった年月日)が記載されたものに限ります。

切替手続の詳細や必要書類等については、[京都府警察ホームページ](#)>運転免許>外国免許からの切替えを御参照ください。

質問等がある方は、予約電話受付時間帯(平日午後3時から午後5時までの間)にお問い合わせください。